

中期目標・中期計画（素案）

島根大学

平成15年9月29日

中期目標	中期計画
<p>(前文)大学の基本的な目標</p> <p>島根大学の理念・目的</p> <p>大学の使命は、人類共有の財産である知的文化を継承し更に創造的に発展させるとともに、大学が有する知的資産と知的創造力を活用した人材育成、学術研究活動を行い、これらを通じて地域社会・国際社会の発展と人類の福祉に貢献することである。</p> <p>新生大学は、このような大学の使命を果たすために、「教育重視の大学」、「知的活力ある大学」および「開かれた大学」として、競争的環境の中で豊かな個性をもった大学を目指す。</p> <p>学生が育ち、学生とともに育つ大学（教育環境） 学生が多様な個性と夢を重視した教育を行い、変動する現代社会の要請に応え得る豊かな教養と高い倫理観を備え、かつ、科学的探求心に富む人材を養成する。</p> <p>知的活力ある大学（研究活動） アクティブな知的集団として、常に自らを点検・評価しつつ、地域に密着した個性的な研究および国際水準の独創的な研究を推進する。</p> <p>地域とともに歩む大学（地域との連携） 山陰・環日本海という地域の歴史的・地理的特性を活かし、大学が有する知的財産を活用することにより、教育・研究・文化の拠点として地域社会の発展に貢献する。</p> <p>世界に開かれた大学（国際貢献） 最先端の学術や文化に関する情報を発信・受信し、加えて、研究者、技術者、学生などの人的交流を活発に行うことにより、地域における国際学術交流の拠点として機能する。</p> <p>大学構成員の声が反映される大学（管理運営） 学長のリーダーシップと補佐体制の充実によって企画・立案機能を向上させるとともに、教職員や学生の声が反映される透明性のある管理運営を行う。</p>	

中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成16年4月1日から平成22年3月31日

2 教育研究上の基本組織

(学部)

法文学部

人間行動のグローバル化などを通して複雑化し変動する現代社会の諸事象と課題を的確に捉え、地域の課題に実践的に対応できる能力をもった学生を養成する。

教育学部

山陰地域における唯一の教員養成担当(基幹)学部として、多様化、複雑化する教育問題の解決に適切に対応し、地域の学校教育の発展を担うに相応しい高度な資質を有する学校教員を養成する。

医学部

国際的視野に立った豊かな教養と高い倫理観を備え、かつ、科学的探求心に富む人材の養成と医学および看護学の向上を目的として教育研究および医療を行うとともに、その成果をもって地域社会の発展に寄与し、人類の福祉に貢献し得る高度専門職業人を養成する。

総合理工学部

自然現象の学理を探求する理学分野と科学技術の人類社会への応用を図る工学分野を融合し、基礎科学から応用技術までの幅広い教育研究を行い、広い視野と柔軟な判断力および実践力を備えた創造性豊かな人材を養成する。

生物資源科学部

人間社会と自然環境の調和、人類と他の生物との共存の下での快適で豊かな地域社会・国際社会の創造に貢献するため、生物、生態、生命、生産、生活を包含する「ライフ」に関する科学技術の開発についての教育と研究を行う。

(研究科)

人文社会科学研究科

地方分権の進展と地域の国際化等の中で、地域の課題を広い視野で捉え対応することができ、多文化共生社会の実現にも貢献できる高度の専門的・総合的能力を備えた人材を養成する。

教育学研究科

高度専門職業人としての学校教員の養成および現職教育の機関として、21世紀の教育改革を担うに相応しい高度な教育的実践力と豊かな研究能力を身につけた指導的人材を養成する。

医学系研究科

医学・看護学の分野において、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を備え、医学・看護学の発展と人類の福祉の向上に寄与し得る教育・研究者を養成する。

総合理工学研究科

学部において修得した専門的知識・技術を基礎に、より精深な理工学分野の教育研究を推進することによって、高度な科学技術と柔軟な構想力ならびに研究開発能力を備えた研究者・高度専門職業人を養成する。

生物資源科学研究科

生物、生態、生命、生産、生活を包含する「ライフ」に関する科学的知識・能力を基礎に、国際的レベルで活躍できる高い水準の専門知識と応用能力を身につけた、柔軟な応用力を持つ高度専門職業人および独創的な発想を持つ研究者を育成するための教育と研究を行う。

法務研究科

地域社会の法化の進展に寄与するとともに、東アジア・環太平洋地域を中心とした国際社会の発展に貢献できる、高度の法的思考力と知識を有する、専門的ジェネラリストとしての法曹を養成する。

大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標

学部段階では幅広い教養と基礎的な専門知識を身につけ、課題探求能力と問題解決能力を涵養するとともに、修士課程および博士前期課程では応用力を養い、博士後期課程では専

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

1-1 授業の目的に応じて少人数教育、セミナー形式による授業、チュートリアル教育システムの導入やティーチング・アシスタント(TA)および非常勤講師・教育支援者の活用など、多様できめ細

門分野の学問を修得させ、創造力および応用力を養う。

それぞれの専門を活かして、自主的に進路を選択し、決定できる学生を育成する。

教育の成果・効果の検証を行い、改善に努める。

かな教育を行う。英語教育については、習熟度別クラス編成を導入する。

1-2 平成17年度末までに各学部・各学科のエッセンシャルミニマムを策定し、それを含めた教育カリキュラムを構築する。

1-3 学生が一定の範囲内で他学部開講科目を容易に履修できるシステムを設定するとともに、全学開放科目の充実を図る。

1-4 放送大学の活用、近隣大学・研究所等との連携強化によって、単位互換制度を拡充し、カリキュラムの多様化を図る。

1-5 理工系分野の教育プログラムについては、日本技術者教育認定機構（J A B E E）の認定取得が可能となるような教育環境を整備する。

【大学院課程】

1-6 高度専門職業人の養成を目指したカリキュラムを構築するため、修士課程(博士前期課程)のエッセンシャルミニマムの策定を含めてカリキュラムの充実を図るとともに、研究課題遂行にあたっての指導體制を点検し、改善する。

1-7 大学院博士後期課程においては、平成17年度末までに専門分野の拡大・整備、参加教員の整備・充実を行う。

2-1 就職・進学意識の向上を図るために、想定される卒業後の進路や具体的な履修推奨モデルを示し、履修指導を行う。

2-2 就業の動機付けを図り、働くことの意味を自覚させ、職業意識や職業倫理を高めるよう、平成17年度末までに授業科目の充実を図る。

3-1 「大学教育開発センター」(仮称；平成16年度末までに新設予定)を中心に、教養教育を含め教育の成果・効果を検証し、平成18年度と平成21年度にその結果を公表する。

3-2 「大学教育開発センター」および各学部は上記の結果を基に、授業科目の内容と担当の再検討および科目数の精選を行う。

(2) 教育内容等に関する目標

大学の理念・目的に沿って、知的好奇心が旺盛で勉学意欲があり、目的意識が明確な学生を、多様な入学者選抜方法で受け入れる。そのために、入試実施体制と入試組織を整備する。

入学者選抜に関する評価を推進し、その改善に努める。

教育目的・目標に即して教育課程を編成し、体系的な授業内容を提供する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

1-1 入学試験の企画・広報・実施・評価など入試業務を行う「入試センター」(仮称)を平成16年度末までに新設する。

1-2 入学試験においては、一般選抜、3年次編入学者選抜のほか、推薦入学者選抜、社会人特別選抜、帰国子女特別選抜、外国人留学生特別選抜を行う。

2-1 大学入試に関しては、毎年入試の実施結果を評価し、必要に応じ入学者選抜方法、募集区分(一般選抜前期日程、後期日程、推薦入試等特別選抜)ごとの募集人数等の改善・見直しを行う。

2-2 大学院入試に関しては、毎年入試の実施結果を評価し、必要に応じ入学者選抜方法等の改善・見直しを行う。

3-1 平成17年度末までに学部・学科では、それぞれの教育理念・教育目的を踏まえつつ、個々の授業科目の位置づけを明確にした一貫性・整合性のあるカリキュラムの再編成を行い、「大学教育開発センター」はそれらを調整する。

3-2 「大学教育開発センター」は、普遍性・地域性・独創性等を考慮した重点的な教育テーマ・教育方法の開発を行う。

3-3 「大学教育開発センター」を中心に、平成17年度末までに、教職科目・資格取得関連科目の全学的な調整および複合科目・学際領域科目の新設を行い、効率的な教育体系を作る。

<p>社会・地域の多様なニーズに対応した教育システムを整え、社会にグローバルな視点からコミットできる学生を育成する。</p> <p>教育の質を保証する厳格な成績評価を実施する。</p>	<p>4-1 インターンシップ制度を活用し、教育面においても地域を始めとする産業界との連携を深め、技術の習得と同時に産業界の実情についての認識を向上させる。</p> <p>4-2 地域と深くかかわる内容の教育プログラムを開発するとともに、地域人材の活用によって講義内容を豊富にし、学生の社会に対する興味と関心を喚起する。</p> <p>4-3 学生が自ら企画し、実践し、成果を上げるという学生参加型の実践的な授業を開講する。</p> <p>4-4 平成17年度末までに海外での学習体験を単位として認定するプログラムを設ける。</p> <p>4-5 室内の授業のみでなく、野外、地域等の現場での学習体験を取り入れた教育プログラム（フィールド・スクール）を開講する。</p> <p>5-1 全ての授業科目について成績評価基準を開示する。</p> <p>5-2 G P A (Grade Point Average) 制度の導入を含めた、教育の成果を的確に評価する方法を検討する。</p> <p>5-3 学生からの成績評価に関する情報開示請求に適切に応じるためのシステムを構築する。</p>
<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標</p> <p>大学の理念・目的に沿った教育を実現するために必要な教育体制および教育支援体制を整える。</p> <p>外国語教育の企画・立案・実施体制を確立する。 附属図書館は、教育・研究および学習を支える知的情報を提供する。</p> <p>情報ネットワーク等を含む教育環境を整備する。</p> <p>教育活動の評価システムを確立する。</p> <p>社会の要請に応えられるように、学部および大学院の新設・改編・充実を行う。</p>	<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 平成17年度末までに本学の教員選考基準を踏まえて、各学部・研究科の細基準を策定する。</p> <p>1-2 平成17年度末までに、新しく必要とされる教育分野に機敏に人員を配置するために、柔軟な教育体制のあり方を検討する。</p> <p>1-3 大学院担当教員の認定および再審査をするための制度を充実させる。</p> <p>1-4 「大学教育開発センター」を中心に、ファカルティ・ディベロップメント（FD）を含め大学教育の企画、研究開発を進める。</p> <p>2-1 新設する「外国語教育センター」（仮称）において、外国語教育の計画・実施を行う。</p> <p>3-1 附属図書館は学術資料・学術情報の整備・充実を図り、学内の教育研究プログラムと図書館サービスの一層緊密な連携を実現し、学内利用者サービスの向上を図る。</p> <p>3-2 附属図書館は、電子図書館的機能および学術資料に関する情報流通の拠点としての役割を充実・強化する。</p> <p>4-1 情報環境を充実させ、全ての学生が個人専用のパソコンを有する体制の整備を図る。</p> <p>4-2 平成16年度より松江・出雲両キャンパス間で遠隔地講義が開始できる体制を整備する。</p> <p>4-3 大学院生の増加に対応した実験・研究スペースを整備し、大学院生一人当たりの実験・研究スペースの拡充を図るとともに、必要な設備・備品を整備する。</p> <p>4-4 平成18年度末までに、語学自習システムを導入し、学生の外国語能力、外国語学習意欲に応じて学べる体制を整備する。</p> <p>5-1 「評価室」（仮称；平成16年度末までに新設）において、平成18年度末までに教育活動に関する総合的な評価システムを作成する。</p> <p>5-2 学生による授業評価の充実を図り、個々の授業の改善およびファカルティ・ディベロップメント（FD）に活用する。</p> <p>6-1 平成16年度に教育学部の組織、教育課程等を全面的に見直し、教育的体験活動を重視する新たな養成システムを構築するとともに、地域の教育課題、現職教員研修等に積極的に対応する教員養成の専門学部に改組する。</p> <p>6-2 平成16年度に、地域の課題に積極的に応える人材、実践的能力を身につけた人材、多文化共生社会を担う人材養成のために法文学部の改組を行う。</p>

	<p>6-3 平成16年度に法務研究科（法科大学院）を設置し，地域に根差し，地域に貢献できる法律家の養成を開始し，あわせて，地域の課題を広い視野で教育研究する機能を強化するため大学院人文社会科学研究科の再編を行う。</p> <p>6-4 平成16年度に大学院医学系研究科に医科学専攻修士課程を設置する。</p> <p>6-5 大学院医学系研究科に医療工学専攻博士課程（独立専攻）の設置を検討する。</p> <p>6-6 地域的特性を活かした教育・研究を県内の関連研究機関とも連携して推進するための「地域創造研究推進機構」と，その中核となる理系・文系融合の大学院の設置を検討する。</p> <p>6-7 鳥取大学大学院連合農学研究科の実績を踏まえ，鳥取大学および山口大学との間の連合大学院を維持し，生物資源科学分野の研究者・高度専門職業人養成のための指導体制を一層充実する。</p>
<p>(4) 学生への支援に関する目標</p> <p>学生の学習支援体制を強化する。</p> <p>課外活動およびボランティア活動の支援体制を整備する。</p> <p>学生の生活支援体制を強化する。</p> <p>学生の就職支援体制を強化する。</p>	<p>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 各学部，学科，コースにおいて，複数の履修推奨モデルを提示し，系統だった学習計画を立てるように履修指導を行う。</p> <p>1-2 全教員のオフィスアワー設定を制度化し，教育面・生活面での支援体制を強化するとともに，導入ゼミの実施などにより，指導教員制度を充実して履修指導の強化を図る。</p> <p>1-3 平成18年度末までに優秀な学生に対する表彰制度を導入する。</p> <p>1-4 心身に障害のある学生の学習環境の整備と支援体制の充実を図り，関連部署の連携システムをつくる。</p> <p>2-1 課外活動およびボランティア活動を教育活動の一環として位置付け，地域社会や海外との交流を促進する。</p> <p>3-1 学生の意識・生活・将来展望の状況を組織的に把握し，学生生活の支援にフィードバックさせる体制を構築する。</p> <p>3-2 平成18年度末までに常勤カウンセラ - の配置，メンタルケア実施マニュアルの作成，指導教員制度の活用などを通して，不登校等問題を抱えている学生支援を強化する。</p> <p>3-3 セクシュアルハラスメントなど，学生に対するあらゆるハラスメントに対応するシステムを一層充実する。</p> <p>3-4 学生からの苦情・相談に対応する体制を充実する。</p> <p>3-5 保護者との系統的な連携を強化し，保護者とともに学生を支援する体制を充実する。</p> <p>3-6 学生の生活環境を適切に整備するため，福利厚生施設の改善充実を図り，建物内外のアメニティ空間をさらに整備する。</p> <p>3-7 子供を持つ学生のために学内保育環境を整える。</p> <p>3-8 優秀で意欲的な学生・大学院生や経済的に困難な学生・大学院生を支援していくための，大学独自の奨学金や授業料免除制度を創設するとともに，学生への経済支援に関連した情報提供の円滑化を図る。</p> <p>3-9 学内環境整備，図書館業務，福利厚生施設の運営など学内業務に学生アルバイトの活用を促進する。</p> <p>3-10 大学院生が学会発表や他大学等での研修を行う際の旅費等を補助する支援制度を整える。</p> <p>4-1 就職指導，就職試験対策，就職分野の開拓などの支援活動において全学的連携を強化，就職率の更なる向上を図るために平成17年度末までに「就職支援センター」（仮称）を新設する。</p>

<p>留学生の生活支援体制を強化する。</p>	<p>4-2 既卒者に対する就職支援を強化するため、就業状況や求人情報を取りまとめた情報システムを整備する。 5-1 平成18年度末までに新設する「国際交流センター」(仮称)に「留学生部門」を設置し、留学生の就学指導・生活支援を強化する。 5-2 留学生のための外国語による情報サービスの向上を図る。 5-3 留学生に対する奨学金の確保と資金的援助を強化する。</p>
<p>2 研究に関する目標 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <p>地域における知の拠点として社会の要求に応えられる多様な分野を育成するとともに、特色ある研究を強化し、国際的に評価される研究拠点を構築する。</p> <p>研究成果を学内研究者で共有するとともに、積極的に社会に還元する。</p> <p>国内外のトップレベルの水準として評価される研究を維持・創出することを目指す。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 学部・大学院および学内共同教育研究施設がカバーする多様な学問分野を活かし、本学の設置理念・目的、人的あるいは物的条件、地理的歴史的条件などを考慮した特色ある分野の研究体制、分野横断的な重点研究プロジェクトならびに産学官連携研究の推進強化を図る。 1-2 大学として重点的に取り組む領域について次の分野の強化を図る。 ・ 地域社会の課題に対応し、産学官が連携して学術的・文化的・経済的価値を創出する研究を推進する。 ・ 統合後に新たな展開が期待される医学系と人文社会科学系、自然科学系、工学系の連携融合によって、過疎・高齢化等の諸問題の解決をめざした研究を推進する。 ・ 本学の研究業績の蓄積・立地条件等を活かして、国際的に通用する独創的な研究分野を強化・育成する。</p> <p>2-1 教員ごとに研究状況の内容・成果をまとめたホームページをさらに充実させ、積極的に学内外に公表する。 2-2 平成17年度より、隔年ごとに各研究組織の主要な研究成果ならびに分野横断的な重点研究プロジェクトの研究成果を総説の形で冊子にまとめ、ホームページに掲載し学内外に公表する。 2-3 平成16年度末までに、研究支援の強化を図る連携調整機能と知的財産の創出と管理機能を強化するために、知的財産・特許取得・利益相反に関わる学内諸規則の策定と改正を進め、この周知を図る。 2-4 平成16年度末までに、既存の共同研究センターを改組し、知的財産などの専門能力を有する人員を整備して、「産学連携・支援センター」(仮称)を設置し、研究成果や発明などの知的財産の創出とそれの社会への還元を効率的かつ積極的に推進する。</p> <p>3-1 重点的研究プロジェクトや特色あるプロジェクトを育成し、国際的な研究拠点を形成するために「研究戦略会議」を組織する。</p>
<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標</p> <p>研究体制を整え、研究目的・目標の達成に結びつける。</p> <p>研究目的と規模に応じて適切な研究支援体制と研究環境を</p>	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 平成18年度末までに、学部・研究科等を越えた研究ユニットの編成方法や全学的な支援方法に関する検討を行い、順次可能なところから具体化する。 1-2 重点研究プロジェクトに特化した時限付きの研究組織を設置する。 1-3 優れた成果や特色ある成果が期待できる学問領域(重点研究プロジェクト)を設定し、重点的な研究費配分を行う。この重点研究プロジェクトは3年ごとに見直す。</p> <p>2-1 平成18年度末までに人材派遣会社などとの提携により、研究支援に関わる人材を確保し、</p>

<p>整備する。</p> <p>研究活動等の状況や問題点を把握し、研究の質の向上および改善を図るための評価システムを整備し、適切に機能させる。</p> <p>組織の改組転換を含め、教育機能、研究機能を再検討し、教育研究の進展や社会的要請に柔軟に対応する。</p>	<p>大学における研究の場で効果的に活用できる体制を確立する。</p> <p>2-2 一定の期間、特定の教員が研究に専念できる研究専念・役職免除制度を策定する。</p> <p>2-3 教職員・大学院生の海外派遣を推進するための大学独自の経済的支援体制の構築を図る。</p> <p>2-4 平成18年度末までに、「総合科学研究支援センター」を中心として、研究機器および研究設備の整備計画を策定し、これらを集中管理し共同利用できる体制を整える。</p> <p>3-1 「評価室」において、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準に準じて、多面的に研究業績を評価するシステムを確立する。</p> <p>3-2 全学共有スペースをさらに整備し、競争的資金を獲得した教員や学部・研究科などを越えた研究ユニット等のための実験・研究スペースとしての活用を図る。</p> <p>3-3 平成17年度末までに、特に顕著な功績のあった研究者に対して功績賞などを授与する表彰制度を確立する。あわせて、受賞者の公開特別講演会を実施する。</p> <p>4-1 島根大学と島根医科大学との統合により新生される医学と工学・基礎生物学をはじめ他分野との複合・融合領域の教育研究体制の整備拡充を積極的に進める。</p> <p>4-2 情報処理技術の進展に伴い、研究内容や成果を含めた多様な情報サービスの提供、教育研究体制の充実を図るため、情報関連組織を平成17年度末までに再編整備する。</p>
<p>3 その他の目標</p> <p>(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標</p> <p>「地域とともに歩む大学」として、生涯学習社会に対応した社会貢献の推進、地域産業界・地方公共団体との連携を強化し、学内外の研究組織・機関との連携・協力を図る。</p>	<p>3 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 全学的な大学公開講座の実施体制を強化し、「生涯学習教育研究センター」がその中心的な役割をはたす。</p> <p>1-2 平成17年度に、地域の生涯学習推進に資する大学のあり方を検討するため、大学と地域の関係機関・団体からなる「島根生涯学習推進協議会」（仮称）を設置する。</p> <p>1-3 「大学教育開発センター」において、教養教育科目を中心に、一般市民および高校生への授業公開を推進するための実施体制を整備する。</p> <p>1-4 一般市民の大学に対するニーズに応えるため、大学相談窓口の開設を検討し、教職員と学生の共同によって、教育相談、学習相談、法律相談等に対応する市民相談体制を整備するとともに、地域住民から大学に対する要望等を聞く体制を整える。</p> <p>1-5 「産学連携・支援センター」において、リエゾン機能を強化し、かつ、契約業務を一括して行うことで、地域産業界との連携を強化し、研究成果や先端技術の産業界への移転を積極的に推進し、地域産業界の活性化に資する。</p> <p>1-6 「産学連携・支援センター」が中心となり、総合的相談の窓口機能の拡大により科学技術相談を年間150件に、また、リエゾン活動の強化により共同研究を年間100件まで増加させる。</p> <p>1-7 平成19年度末までに共同研究を基礎にポストドクトラルフェロー（PDF）を地域企業などに派遣し、研究成果が確実に地域産業の振興に反映できる制度を検討する。</p> <p>1-8 ホームページやマスメディアを活用して、地域住民・企業・地方公共団体に向けての広報活動・情報発信の強化を図る。</p> <p>1-9 「大学コンソーシアム山陰」活動を充実強化し、他大学との教員・学生の交流を積極的に進める。</p> <p>1-10 新設を計画している「疾病予知研究センター」（仮称）において、「健やかな長寿社会の形</p>

独自の国際貢献に関する目標を明確にし、推進する。

外国人留学生の積極的な受入を図るとともに、受入体制の整備を推進する。

海外の大学・研究機関等との連携・交流を推進するとともに、国際共同研究を推進する。

外国人研究者の受入体制を整備する。

在外研究員等、教職員の海外派遣体制を整備する。

学生の海外派遣を推進する。

成に関する研究」、特に高齢者の疾病・生活習慣病・小児の障害の予知・予防に関する研究を推進し、地域社会・国際社会との連携を強化する。

1-1 新設を計画している医学部附属の「生涯学習研究支援センター」(仮称)において、「医食同源」の視点からの地域住民・公的機関・企業等への医療相談・薬相談・技術相談等の実施、講演会・シンポジウム等の開催を通して、地域社会との連携を強化する。

2-1 「国際交流センター」は、国際貢献、国際交流において本学が重点的に果たすべき役割等を学部や研究センター等の教育研究領域ごとに明確にするとともに、平成19年度末までに、本学の国際貢献に関して規範となるべき条項を策定する。

3-1 「国際交流センター」において、外国人留学生の受入体制および奨学金制度などの支援体制を整備する。

3-2 平成17年度末までに、博士前期課程の留学生特別コースを改組再編し、博士前期・後期課程につながる特別コースのカリキュラムを再検討する。

3-3 平成17年度末までに、日本語教育、日本文化理解のための支援体制を充実させる。

3-4 「国際交流センター」は、帰国外国人留学生に対し、それぞれの研究条件に応じた教育・研究活動の支援、学術情報提供などのシステム(データベースの整備等)を構築し、活用する。

3-5 ホームページ外国語版の充実、英文概要の内容の検討等、国際的な研究交流を促進するために海外に向けた本学の広報活動の充実に取り組む。

3-6 県や市町村の国際交流機関との連携を強化し、留学生を地域の伝統工芸などの体験学習へ参加させるなど、地域住民との交流の場を通して国際理解を深めるプログラムづくりを促進する。

4-1 交流協定校との間の実績を評価し、協定内容をより実効的なものにするるとともに、交流協定校を30校に拡大する。

4-2 教職員を対象に、国際交流プロジェクト実施に関する各種の調査手法、企画提案書作成、外国語によるプレゼンテーションおよび契約書作成等の研修を実施する。

4-3 「国際交流センター」は、教職員を対象に、国際交流プロジェクト実施に関する支援体制を整える。

5-1 平成18年度末までに国際共同研究を推進するために、外国人研究者の招聘資金、任用形態、宿舍など、外国人研究者の受入体制を整備する。

5-2 外国人客員研究員の恒常的招聘を推進するとともに、期限付きポストを設けて、多様な分野での教育研究および交流を推進する。

6-1 政府資金による長期・短期の在外研究員等の制度をより積極的に活用するとともに、大学独自の資金による在外研究員の派遣体制を整備する。

6-2 平成18年度末までに、外国の教育機関からの派遣依頼、海外教育支援活動への参加、外国への技術指導者派遣等の依頼に対応できる体制を整備する。

6-3 国際協力事業団(JICA)を含む国際援助機関からの国際開発協力プロジェクトについての照会に対応するため、データベース(組織、教員)を整備のうえ、専門家を紹介し、国際援助機関との関係を構築していく。

7-1 平成18年度末までに、学生の海外研修引率教員を支える体制を整備する。

7-2 講義等に国際情報を積極的に活用するようにし、外国人留学生との交流の促進等、学生の国際的関心を高めるための方策を検討する。

<p>附属図書館は地域社会との連携および国際化への対応を推進する。</p>	<p>7-3 留学を希望する学生を対象とした期間限定の語学学習などの支援体制を整える。 7-4 海外の大学との交流協定等を活用し、短期交換留学生増加を図るための支援体制を強化する。 7-5 私費による外国の大学等への留学を支援する体制を検討する。 8-1 附属図書館は、他機関との相互協力、地域社会への学術情報提供等により、生涯学習の支援、地域・市民への公開サービスを充実・強化する。 8-2 国際化に対応した附属図書館を目指し、国際的な学術情報の流通や、教育・研究の支援体制を充実・強化する。</p>
<p>(2) 附属病院に関する目標</p> <p>専門医療体制を整備し推進する。</p> <p>地域社会に還元できる先端的医療を導入する。</p> <p>人間性豊かな思いやりのある医療人を育成する。</p> <p>患者中心の全人的医療を実践し、安全の確保を図る。</p> <p>管理運営体制を強化し、経営を改善する。</p>	<p>(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 「癌診療拠点病院」の認証申請を行い、癌の集学的治療体制を確立する。 1-2 肥満、動脈硬化、高脂血症、糖尿病、高血圧などのメタボリック・シンドローム対策を総合的に推進する。 1-3 専門性を考慮し医療従事者を流動的に配置する。 1-4 最近増加している糖尿病等の複合合併症を有する腎機能障害の治療に必要な専門的設備・技術を具備した「血液浄化治療部」(仮称)を設置する。 2-1 治験協力者に対する診療、検査等を集中的に担当する治験専門外来を設置する。 2-2 難治疾患の原因解明・診断・治療技術の開発など、継続的な高度先進医療の実現に努力する。 2-3 自己細胞による再生医療と肝臓・腎臓などの移植医療を確立する。 3-1 医療人の生涯教育、研修などに必要な「病院医学教育センター」(仮称)の具体的な検討を開始する。 3-2 「卒後臨床研修センター」を拡充整備し、学外の関連教育病院との連携を強化する。 4-1 病院情報の公開を推進する。 4-2 安全管理を担当する医師を配置し、安全管理部門の機能強化を図る。 4-3 「地域医療連携センター」(仮称)を設置し、患者サービスと地域医療人との提携に最大限に活用する。 5-1 外部有識者を加えた戦略企画室を中心とした効率のよい運営体制を確立する。 5-2 患者サービスの向上につながる各種業務の外部委託を順次導入する。 5-3 医療材料等の購入と使用の両面において効率的な管理体制を確立する。</p>
<p>(3) 附属学校に関する目標</p> <p>幼児・児童・生徒に確かな基礎学力と「自ら学び、自ら考える力」を育む附属学校を創る。</p> <p>教育学部とともに歩み、教員養成学部を支える新たな教育観・教職観に満ちた附属学校を創る。</p>	<p>(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 少人数教育(教科、教科外活動における少人数学級編成、複数教員による指導、学生、大学院生によるチームティーチング(TT)教育等)に関する実践的研究活動を推進する。 1-2 新教育課程、新カリキュラムに対応した、総合的学習等の実践的教育研究活動を推進する。 1-3 「幼・小・中」一貫教育に関する実践的教育研究活動を推進する。 1-4 「特別支援教育推進室」の機能を充実させ、多様な教育相談に対応できる環境を整備する。 1-5 平成18年度末までに、入学者選抜の在り方について検討し、結論を得る。 2-1 学生の「教育実習」担当教育機関として、年間を通して教育実習生の受入を行うとともに、「学部教育支援センター群」と協働して教育実習プログラム開発に関する実践的研究を推進</p>

<p>地域に開かれ、地域を育み地域に育まれる附属学校を創る。</p> <p>21世紀の教育を実践するに相応しい附属学校の組織および施設設備を創る。</p>	<p>する。</p> <p>2-2 「特別支援教育体験」(1年次必修)の実施等、学生の教育体験、子ども体験活動に資する多様なプログラムを開発し、教育学部学生の資質形成に有効なフィールドを提供する。</p> <p>2-3 大学院生の教育実践研究に積極的に対応し、学校経営、教科指導、教科外指導等あらゆる教育領域にわたる研究活動を支援する。</p> <p>3-1 積極的に「調査研究指定校(文部科学省)」等に取り組み、学校教育改革に資する実践的研究を推進するとともに、地域の公立学校等に対し研究成果の公表、指導・助言を行う。</p> <p>3-2 教育学部、県教育委員会、県立教育センター等と連携し、現職教育プログラムの開発に協力するとともに、研修の場を提供する。</p> <p>4-1 「学部 - 附属」および附属学校・園間連携を一層強化するため、教育学部に学部教員および附属学校教員によって組織する「附属学校部」(仮称)を設置し、「附属学校部長」(仮称)を置く。</p> <p>4-2 教員の人事交流の円滑化を図るとともに、有能で多様な人材を確保するために、平成16年に鳥根県および鳥取県の各教育委員会と教員人事交流に関する協定を締結する。</p> <p>4-3 学部教員組織との人事交流を促進するため、派遣人事制度を創設する。</p> <p>4-4 平成17年度末までに、ユニバーサルデザイン、環境保全などの社会的要請に十分に配慮した附属学校の施設設備の長期構想を策定する。</p>
<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標</p> <p>学長がリーダーシップを発揮しつつ、全学的な支持と創意工夫を結集して、総合大学としての自立的かつ機動的な大学運営を行う。</p> <p>教員と事務職員等が一体となり、共同して業務運営が行える体制を整備、強化する。</p> <p>法人の持つ学内資源(資産、財源、人員等)を、全学的な視点に立って戦略的に運用し、法人全体の個性ある魅力的な大学を創造する。</p> <p>学部等の運営について機動性と戦略的な視点から効率化を図る。</p>	<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 学長補佐体制、学長選考方法など法人の運営体制の改善のために必要な見直しを行う。</p> <p>1-2 統合後間もない状況をふまえつつ、医学部と他学部の関連組織の調整、再編をさらに進め、全学一体となって合理的かつ機動的運営を可能にする環境を整備する。</p> <p>1-3 企画・戦略部門を担当する副学長(理事)のもとで情報収集・伝達体制を整備し、中期計画執行の総括的管理を行うとともに、計画遂行に向けて教員・職員の資質の向上および学内諸組織の活性化を図る。</p> <p>1-4 業務の適切な執行を図るために、監査室を設置し、自主的な内部監査機能を充実させる。</p> <p>1-5 執行体制の明確化と効率的・機能的運営能力の向上のために、従来の各種委員会による方式から、全学的視野に立って計画・実施に責任を負うセンター方式に移行させ、理事の業務分掌による執行責任体制を確立する。</p> <p>2-1 大学構成員のすべての力量を法人の運営に活かすために、必要に応じて教員と事務職員等が一体となって委員会を構成する等、計画立案・執行に参画する場を広げる。</p> <p>2-2 学内環境整備、図書館業務、福利厚生施設の運営などに学生も参画できる制度を整備する。</p> <p>3-1 法人の中長期的な経営戦略や中期目標・計画の遂行のために、学長のリーダーシップのもとで評価をふまえた学内資源の有効活用を行う。</p> <p>3-2 予算配分については、全体の基盤となる教育・研究を対象とした「基盤的配分」に加えて、評価システムに基づく「評価(競争的)配分」および教育・研究・社会貢献等の計画的な育成のための「政策的配分」を行う。</p> <p>4-1 平成17年度末までに学部の意思決定の的確性・迅速化を図るための組織(代議制[教員会議](仮称)・企画委員会・副学部長の設置等)および実施方法についての検討を行い、</p>

<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標</p> <p>組織の改組転換を含め、教育機能、研究機能を再検討し、教育研究の進展や社会的要請に柔軟に対応する。</p>	<p>可能なところから実行する。</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 平成16年度に山陰地域に根ざす法律家を養成するための法科大学院を設置し、あわせて法文学部の改組および大学院人文社会科学研究科の再編を行う。</p> <p>1-2 平成16年度に教育学部は教員養成に特化した学部へ改組する。</p> <p>1-3 医学部は、医療人養成教育システムの改革を図り、最先端医療・地域医療・難病医療等に貢献する国際的な研究拠点の構築を図るための教育・研究組織の改組を推進する。</p> <p>1-4 総合理工学部および生物資源科学部は学科・講座の設置理念・目標を点検し、教育組織・研究組織のあり方を検討する。</p> <p>1-5 各種センターについては、法人への移行期から「外国語教育センター」をスタートさせるのをはじめとして、「大学教育開発センター」、「国際交流センター」、「評価室」、「入試センター」、「就職支援センター」、「産学連携・支援センター」等を順次設置する。各センターの主な機能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「外国語教育センター」；学生の外国語学力向上のための教育プログラムの計画・実施，学部間の調整，外国語教育を通じた地域の国際化支援等 ・「大学教育開発センター」；ファカルティ・ディベロップメント（FD）の計画・実施および全学の共通教育の企画・調整等 ・「国際交流センター」；国際学术交流に関する事業の企画・推進と留学生支援・受入・派遣体制の整備等 ・「評価室」；大学評価にかかる情報収集，評価システムの開発，分析評価，情報公開等 ・「入試センター」；入学試験の企画，広報，実施，評価，改善等 ・「就職支援センター」；就職の開拓，就職相談，就職教育の企画・実施，就職情報の整理・活用等 ・「産学連携・支援センター」；産学連携活動支援，リエゾン機能強化，知的財産創出・管理・活用等 <p>1-6 センター方式に移行するまでの間は、当該業務担当の副学長の責任を明確にした上で、上記機能は、関係する既存の委員会で担うこととし、学内合意と創意工夫により条件が整ったところから速やかにセンターへ移行する。</p>
<p>3 人事の適正化に関する目標</p> <p>教員の活動に対する一元的に管理された多面的評価システムを構築する。</p> <p>教育研究を一層活性化させるために、教員の流動性を向上させるとともに、有能で多様な人材の登用を推進する。</p>	<p>3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 「評価室」は、教育、研究、社会貢献、国際貢献、管理運営等における活動を考慮し、教員を多面的に評価するための評価基準を策定する。</p> <p>1-2 教育・研究活動の活性化を図るため、全学的な定員枠を設ける。</p> <p>2-1 教員採用は公募によることを原則とする。公募は可能な限り外国へも行う体制を確立する。</p> <p>2-2 特定の専門的職能が求められる分野においては公募に限定することなく、最良の人材が得られる方策を講じる。</p> <p>2-3 選考基準・選考結果の公開を進める。</p> <p>2-4 教育研究を活性化させるために、大学全体として、任期付き任用制度の導入を検討する。</p> <p>2-5 適正な能力評価をふまえて、教員総数に占める女性や外国人教員の比率を法人化以前より</p>

<p>事務職員の専門性等の向上のため、必要な研修機会を確保するとともに、他大学等との人事交流に配慮する。</p> <p>教職員の処遇に本人の業績を適切に反映させる。</p> <p>教職員の人権意識，職場倫理および社会的信頼をより一層向上させる。</p> <p>教職員が働く環境を改善する。</p>	<p>も高める。</p> <p>3-1 職員のコスト意識の涵養と企画・財務・労務管理・経営能力養成のため、定期的に財務会計業務，人事労務管理業務等に関する専門的な研修を実施する。</p> <p>3-2 学内異動人事との調整を図りつつ，他大学等との交流人事を定期的に行う。</p> <p>4-1 教職員の能力・業績評価を当該教職員の処遇に適切に反映させるシステムを検討する。</p> <p>4-2 国際的に競争力のある多様な教員構成を実現するために年俸制等の導入など，多様な給与体系を検討する。</p> <p>4-3 事務職員等については，専門的な資格・能力の申告（申出）制による人材開発を実施し，適切な処遇・配置を行う。</p> <p>5-1 平成16年度末までに教職員の守るべき倫理規程を定め，平成17年度末までに倫理委員会を設置し，教職員のモラルの向上を図る。</p> <p>5-2 平成16年度末までに，あらゆるハラスメントの防止を含め，教職員が守らなければならないガイドラインを定める。</p> <p>5-3 平成17年度末までに，あらゆるハラスメントに対する苦情に関して，迅速かつ公正中立に対応するための学外者を含めた体制を構築する。</p> <p>6-1 平成18年度末までに，子供を持つ教職員のために学内保育環境を整える。</p> <p>6-2 常勤カウンセラーを配置し，機能を充実させることにより，教職員のメンタルヘルスケア体制を整備する。</p>
<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>各種事務の集中化・電算化等により，事務処理の簡素化・迅速化を図るとともに，事務組織・職員配置の再編，合理化を進める。</p>	<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 平成18年度末までに，教職員，学生の諸手続，申請等の受理を行うための学内 LAN の活用状況を点検し，処理の迅速化と効率化の一層の充実を図る。</p> <p>1-2 平成16年度末までに全学の事務について，業務量と処理方法の調査・点検を実施し，業務処理の効率化，簡素化，一元化の観点に立った機能的な組織の構築と人員の再配置を行う。</p> <p>1-3 全ての事務組織を役員が分担する業務に対応する専門職能集団として再編する。</p> <p>1-4 物品調達効率化を図るため，他大学法人との共同購入等を検討する。</p> <p>1-5 可能なものから外部委託を拡大実施する。 （例：給与計算，儀式・行事，郵便物收受・発送，自動車運転，守衛業務，健康管理，研修，旅費計算業務，ポイラー業務，大学構内環境保持業務（ゴミ集積場の管理や運搬，草刈，芝，樹木等の管理）など）</p>
<p>財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>科学研究費補助金など外部研究資金その他の自己収入を積極的に増やし，活用するための組織的な取り組みを行う。</p>	<p>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 科学研究費補助金，受託研究，共同研究，奨学寄付金など外部研究資金を法人化前より10%増加させる。</p> <p>1-2 科学研究費補助金等への申請件数を法人化前より20%増加させる。</p> <p>1-3 平成17年度末までに，大学として外部資金担当部門を充実し，外部資金獲得・拡大のための組織と実務的な支援体制を整備する。</p> <p>1-4 平成17年度末までに，学内外の協力により，教育支援，研究支援，留学生支援のために，財源を確保する組織を整備する。</p>

<p>収入を伴う事業の実施により，自己収入の拡充に努める。</p>	<p>2-1 大学の人的・知的資源の活用および社会貢献・地域連携事業を組織的に推進し，収入を伴う事業を拡充するための支援体制を強化する。</p>
<p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>管理的経費の抑制を図る。</p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 管理的経費について数値目標を設定し，事務等の効率化・合理化により計画的な削減に努める。</p>
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>資産の効率的活用を図る。</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 平成17年度末までに，資産の適切かつ効率的な運用を図るための組織体制の整備を行い，資産運用管理計画を策定する。</p> <p>1-2 適切な利用目的を有する学外者に対する学内施設・教室の有料貸与を行う。</p>
<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>評価の効率性・適切性・透明性の向上，評価手法の改善に努める。</p> <p>自己点検・評価を積極的に行うとともに，第三者評価を厳正に受けとめ，評価結果を大学運営の改善に十分に反映させる。</p>	<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 平成16年度末までに新設を計画している「評価室」で，研究・教育・経営に関する情報を収集し，評価手法の開発・改善を図る。</p> <p>2-1 「評価室」は点検・評価およびそのための情報分析を行い，その結果を全学に公開するとともに学長はこれを大学運営に反映させる。</p>
<p>2 情報公開等の推進に関する目標</p> <p>教育研究活動の状況など大学に関する情報提供の充実を図る。</p>	<p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 平成16年度に，学外者も参加する広報委員会を発足させ，既存のホームページ・広報誌等の点検見直しを行うとともに，マスコミ等への情報の提供も含め，平成17年度末までに新たに島根大学広報プランを策定する。</p> <p>1-2 平成17年度から，大学院学生等の参画を得て，広報部門を強化するためのプロジェクトを開始する。</p> <p>1-3 大学の持つ知的情報を一元的に把握し，データベース化を推進し，社会の求めに応じて情報を提供する。</p> <p>1-4 役員会・教育研究評議会・経営協議会などの議事要旨をホームページ等で学内外に公開する。</p>
<p>その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>施設・校地の点検・評価に基づき，教育研究スペースの適正化・活性化を図り，長期的な施設整備の構想を立案し，計画的な整備と管理を行う。</p>	<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 平成17年度末までに，全学的な施設の整備・利用状況に関する点検・評価を実施し，それに基づいて施設整備の長期構想を見直す。</p> <p>1-2 教室の全学管理による効率的運用を図る。</p> <p>1-3 設備・機器の共同利用による有効活用を推進する。</p>

<p>キャンパスアメニティの向上，エコロジーキャンパス，キャンパス緑化などを推進し，豊かなキャンパスづくりを図る。</p> <p>ユニバーサルデザイン，環境保全などの社会的要請に十分配慮する。</p> <p>民間資金等の導入による施設整備やその管理運営などを含め，特色ある施設整備や施設管理の推進を図る。</p>	<p>1-4 平成21年度末までに校地の利用に関する点検・評価を実施し，校地利用計画を策定し計画的・重点的整備を行う。</p> <p>1-5 学生の教育や福利厚生に関する環境整備については，キャンパス間および部局間のバランスに配慮して整備を進める。</p> <p>2-1 平成19年度末までにキャンパス環境を見直し，歩車道，駐車・駐輪場，緑化等の屋外環境の見直しとともに，省エネルギー，廃棄物対策等の環境マネジメント計画を策定する。</p> <p>2-2 平成20年度末までに環境管理システムを確立する。</p> <p>3-1 広く開かれた大学として身体障害者や高齢者等に配慮した施設を整備する。</p> <p>4-1 学生寄宿舍，福利厚生施設，保育施設，駐車場等の整備方法や管理方法の見直しを実施する。</p>
<p>2 安全管理に関する目標</p> <p>研究・実験施設，教室，附属病院等における，安全衛生管理を徹底して，教職員の健康と安全を守る環境整備と，学内での事故防止に努める。</p> <p>化学物質，R I，実験廃液および廃棄物処理等の安全管理を図り，安全で快適な教育研究環境の確保を図る。</p> <p>地震，洪水，豪雨等の自然災害や防災，防犯等の人的災害および原発事故等に対する安全性の確保に努める。</p> <p>高度情報化を推進するため，情報資産のセキュリティ対策の充実を図る。</p>	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 労働安全衛生法を踏まえた安全衛生管理体制を整備し，毎年度点検を行うとともに，必要な事項については建物の改修，設備等の改善を含めた適切な対策を講ずる。また，要員の研修・教職員・学生の意識啓発活動を強化する。</p> <p>2-1 P R T R法（「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」）等の法律に従い化学物質（R Iを含む）の消費，貯蔵，実験廃液および廃棄物処理の安全管理に努め，これらを一元的に管理するシステムを構築する。</p> <p>2-2 平成17年度末までに全学的な廃棄物処理規程を制定するとともに処理場（集積場所）を整備する。</p> <p>3-1 各種防災設備の設置状況，避難動線の確保について点検し，エネルギー供給などインフラ整備の防災性能上の検証を行う。</p> <p>3-2 防災，防犯管理，建物の入退室管理およびビル管理等を適切に実施し，キャンパスの安全性を確保するためのセキュリティマニュアルを制定して，教育・訓練を実施する。</p> <p>3-3 附属学校の幼児・児童・生徒の安全な学校生活を保障するため十分な安全対策を講ずる。</p> <p>4-1 高度のセキュリティ水準を確保するため情報セキュリティ研修を実施する。</p> <p>4-2 情報セキュリティ対策マニュアルの評価・見直しを行い，適切な措置を講ずる。</p>

(別紙)

中期目標		中期計画		
別表(学部, 研究科等)		別表(収容定員)		
学部	法文学部	平成 1 6 年度	法文学部	1,175 人
	教育学部		教育学部	770 人
	医学部		(うち教員養成に係る分野)	470 人)
	総合理工学部		医学部	810 人
	生物資源科学部		(うち医師養成に係る分野)	550 人)
研究科	人文社会科学研究科		総合理工学部	1,640 人
	教育学研究科		生物資源科学部	840 人
	医学系研究科		人文社会科学研究科	28 人
	総合理工学研究科		(うち修士課程)	28 人)
	生物資源科学研究科		教育学研究科	70 人
	(鳥取大学大学院連合農学研究科に参加)	(うち修士課程)	70 人)	
	法務研究科	医学系研究科	159 人	
	(うち修士課程)	39 人)		
	(博士課程)	120 人)		
	総合理工学研究科	260 人		
	(うち修士課程)	224 人)		
	(博士課程)	36 人)		
	生物資源科学研究科	152 人		
	(うち修士課程)	152 人)		
	法務研究科	30 人		
	(法曹養成課程)	30 人)		

平成 17 年度	法文学部	1,090 人
	教育学部	740 人
	（うち教員養成に係る分野）	540 人）
	医学部	810 人
	（うち医師養成に係る分野）	550 人）
	総合理工学部	1,640 人
	生物資源科学部	840 人
	人文社会科学研究科	24 人
	（うち修士課程）	24 人）
	教育学研究科	70 人
	（うち修士課程）	70 人）
	医学系研究科	174 人
	（うち修士課程）	54 人）
（博士課程）	120 人）	
総合理工学研究科	260 人	
（うち修士課程）	224 人）	
（博士課程）	36 人）	
生物資源科学研究科	152 人	
（うち修士課程）	152 人）	
法務研究科	60 人	
（法曹養成課程）	60 人）	
平成 18 年	法文学部	1,005 人
	教育学部	710 人
	（うち教員養成に係る分野）	610 人）

年度	医学部	810 人
	（うち医師養成に係る分野	550 人）
	総合理工学部	1,640 人
	生物資源科学部	840 人
	人文社会科学研究科	24 人
	（うち修士課程	24 人）
	教育学研究科	70 人
	（うち修士課程	70 人）
	医学系研究科	174 人
	（うち修士課程	54 人）
	（博士課程	120 人）
	総合理工学研究科	260 人
	（うち修士課程	224 人）
	（博士課程	36 人）
生物資源科学研究科	152 人	
（うち修士課程	152 人）	
法務研究科	90 人	
（法曹養成課程	90 人）	
平成 19 年度	法文学部	920 人
	教育学部	680 人
	（うち教員養成に係る分野	680 人）
	医学部	810 人
	（うち医師養成に係る分野	550 人）
総合理工学部	1,640 人	

	生物資源科学部	840 人
	人文社会科学研究科	24 人
	（うち修士課程	24 人）
	教育学研究科	70 人
	（うち修士課程	70 人）
	医学系研究科	174 人
	（うち修士課程	54 人）
	（博士課程	120 人）
	総合理工学研究科	260 人
	（うち修士課程	224 人）
	（博士課程	36 人）
	生物資源科学研究科	152 人
	（うち修士課程	152 人）
	法務研究科	90 人
	（法曹養成課程	90 人）
平成 20 年度	法文学部	920 人
	教育学部	680 人
	（うち教員養成に係る分野	680 人）
	医学部	810 人
	（うち医師養成に係る分野	550 人）
	総合理工学部	1,640 人
	生物資源科学部	840 人
	人文社会科学研究科	24 人
	（うち修士課程	24 人）

	教育学研究科	70 人
	(うち修士課程)	70 人)
	医学系研究科	174 人
	(うち修士課程)	54 人)
	(博士課程)	120 人)
	総合理工学研究科	260 人
	(うち修士課程)	224 人)
	(博士課程)	36 人)
	生物資源科学研究科	152 人
	(うち修士課程)	152 人)
	法務研究科	90 人
	(法曹養成課程)	90 人)
平成 2 1 年度	法文学部	920 人
	教育学部	680 人
	(うち教員養成に係る分野)	680 人)
	医学部	810 人
	(うち医師養成に係る分野)	550 人)
	総合理工学部	1,640 人
	生物資源科学部	840 人
	人文社会科学研究科	24 人
	(うち修士課程)	24 人)
	教育学研究科	70 人
(うち修士課程)	70 人)	
	医学系研究科	174 人

	(うち修士課程	54 人)
	(博士課程	120 人)
	総合理工学研究科	260 人
	(うち修士課程	224 人)
	(博士課程	36 人)
	生物資源科学研究科	152 人
	(うち修士課程	152 人)
	法務研究科	90 人
	(法曹養成課程	90 人)